

フランスにおける共和国大統領不敬罪の 廃止と表現の自由

——ヨーロッパ人権裁判所 Eon 対フランス事件判決の受容を通じて——

兵 田 愛 子

目 次

序——エオン事件判決の含意、フランスにおける受容

- (1) 目的・方法・対象の限定
- (2) 人権裁判所における「風刺」判決の展開
- (3) フランスにおける人権裁判所判決の受容

1. エオン事件判決の受容

- (1) 共和国大統領不敬罪とエオン事件
- (2) エオン事件判決に対する反応

2. エオン事件判決の受容？

- (1) エオン事件判決の意義
- (2) フランスの対応

結——フランスはエオン事件判決を受容したといえるのか

序——エオン事件判決の含意、フランスにおける受容

(1) 目的・方法・対象の限定

近時、フランスでは、政治家に対する表現を風刺として保護したヨーロッパ人権裁判所 Eon 対フランス事件判決¹⁾（以下、「エオン事件判決」）を契機として、出版の自由に関する1881年7月29日法律²⁾（以下、「出版法」）26条に規定される共和国大統領不敬罪が廃止された。本稿は、以上の事例を題材に、ヨーロッパ人権裁判所（以下、「人権裁判所」）の判決を“物差し”として、フランス国内で

1) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*.

2) LOI du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse.

の法改正過程における議論を観察するという方法により、フランスの国内法が現状においていかなるものであり、いかなる課題が残されているのかについて検討することを目的とする。

以下の方法による。第一に、エオン事件判決に至るまでの人権裁判所裁判例の展開に照らして、エオン事件判決が示したルールを確認する。第二に、エオン事件判決にフランスの国内法を一致させようとするフランスの議会が、エオン事件判決をいかなるものとして理解し、いかに法改正をしたのかを検討する。第三に、人権裁判所の判決の示したルールと、それを受けてなされたフランス国内の対応を比較することにより、フランスの国内法が現状いかなるもので、いかなる課題が残されているのかを検討する。

なお、人権裁判所の判決については、締約国における拘束力を有するといえるのか議論がある³⁾。ただし、本事例においては、フランス国内における国民

3) 現状、フランスで、非常に多くの場合、自国に対する人権裁判所判決に（場合によっては他国に対する人権裁判所判決にすら）従って法改正や判例変更がなされており、また、コンセイユ・デタも人権裁判所判決を常に念頭において着想を得ていることも指摘されている。これについては、建石真公子「概説Ⅴ（２）ヨーロッパ人権条約とフランス」戸波江二・北村泰三・建石真公子・小畑郁・江島晶子編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社・2008）38-44頁、植野妙実子「第9章 司法権」植野妙実子編『フランス憲法と統治構造』（中央大学出版部・2011）202-205頁を参照。

なお、締約国は自国に対する人権裁判所判決について従う義務がある（人権条約46条1項）が、その履行監視制度の実効性についても議論がある。閣僚委員会は、履行したか監視し（同条約46条2項）、または当事者間における判決の解釈の不一致が履行を妨げているとみなされる場合には人権裁判所に判決の解釈請求をすることができ（同条約46条3項）、または、当事者国が同条約46条1項に定める履行義務を果たしていないことを認める場合には人権裁判所に不履行を確認する訴訟を付託し（同条約46条4項）、人権裁判所がそれに対して義務違反を認定した際には、閣僚委員会はとるべき措置を検討することができる（同条約46条5項）。その究極的な措置として、欧州評議会規定8条による閣僚委員会での投票権停止、最終的には機構からの除名があり得るが、問題のある締約国を機構内にとどめて監視する方が生産的であるため、現実的手段ではないと考えられている。これについては、前田直子「欧州人権条約における判決履行監視措置の司法的強化——パイロット手続における二重の挑戦——」国際協力論集18巻2号（2010年10月）41-47頁、竹内徹「ヨーロッパ人権裁判所判決の執行監視（1）——ヨーロッパ人権条約

議会および元老院が、エオン事件判決を受容することを決定していることから、拘束力ないし影響力についての議論はひとまず検討の対象外とする。また、本稿の前半で取り上げる4つの判決については、目的の範囲において簡潔に紹介するに留める。それらにおける法律構成の変遷や日本法における意義については、拙稿⁴⁾において分析したので参照されたい。

本稿は、比較法学会第81回総会において報告した内容を補完したものである。

(2) 人権裁判所における「風刺」判決の展開

ヨーロッパ人権条約（以下、「人権条約」または「条約」）は、締約国による表現への介入を、その10条2項において、「民主主義社会において必要な」介入に限って許容している。

(ヨーロッパ人権条約10条)⁵⁾

1. 全ての人は表現の自由に対する権利を有する。この権利は、公権力の介入なしに、国境に関係なく、意見の自由および、情報またはアイデアを受け取りまたは伝達する自由を含む。本条は、国家に対して、ラジオ放送、映画、テレビの諸企業を許可制に服させることを妨げない。
2. これらの自由の行使には、義務および責任が伴い、国家の安全、領土の保全または公共安全、秩序の保護および犯罪の起訴、健康または道徳の保護、他者の名声または権利の保護のため、機密情報の漏えいを妨げ、または司法権

↘約の実施制度の全体像の把握——」法政論集265号（2016年3月）20-22頁を参照。

4) 拙稿「民主主義社会と政治家に対する批判的表現の自由（1）（2・完）——風刺認定を通じた芸術的表現の保護から政治的表現の保護へのヨーロッパ人権裁判所における展開——」関西大学法学論集67巻1号（2017年5月）153-181頁、同巻2号（7月）25-55頁を参照。

5) ヨーロッパ人権条約を訳したものとして奥脇直也・岩沢雄司編『国際条約集2015年版』（有斐閣・2015）369頁が挙げられる。本稿においては以上の訳語を適宜参照するが、訳については必ずしも従っておらず、http://www.echr.coe.int/Documents/Convention_FRA.pdf に掲載されている原典（2018年11月02日時点）を参照して新たに訳出したものを主に用いるものとする。

の権威および公正さを保障するために、民主主義社会において必要な手段から成る、法律によって規定された、一定の手続き、条件、制限または刑罰に服する。

「民主主義社会において必要な」介入の判断基準としては、当該表現が民主主義社会に必要であれば（その表現への介入が「民主主義社会に必要」ではない介入となり）、その表現への介入が人権条約に違反するとされる⁶⁾。この判断におい

6) 人権条約10条2項の具体的な審査方法について、人権裁判所は、まず、被告国による表現規制が人権条約10条1項に規定された「公権力の介入」に当たるか確定する。次に、問題となる介入が10条2項に照らして正当か審査するにあたって、①「法律によって規定されているか」②「正当な目的を追求しているか」③「民主主義社会において必要なものであったか」の三点を検討する。このうち、③「民主主義社会において必要な」に関しては、問題となる介入が「急迫する社会的必要性」に一致するかを確定することが要求される。そのような必要性が存在するか評価する際に、各締約国は一定の評価の余地を有するが、たとえ適用している法律と決定が独立した裁判所によって与えられたものであっても、それらは人権裁判所の監督に服する。すなわち、人権裁判所は、問題となった介入が人権条約10条によって保護されるものとしての表現の自由と調整可能かについて、最終的に裁定する権限を持つ。監督の職務を行使する際、人権裁判所は、管轄する国内裁判所の代わりになるのではなく、むしろ、彼らが評価権に従ってした決定を、10条の下で「再検討する」。すなわち、人権裁判所は、締約国が「善意で、注意して、合理的な方法で」評価権を行使したか審査するだけにとどめることを帰結とせず、介入を正当化するために国内裁判所によって挙げられた理由が「適切かつ十分」か、とられた手段が追及される正当な目的に比例していたか、確定しなければならない。そうすることによって、人権裁判所は、適切な事実の受け入れ可能な評価に基づいている国内裁判所が、10条に具体化された諸原理に一致する基準を適用したということ、確信しなければならない。これについては、兵田・前掲（1）注4・156-188頁、Cour E. D. H., 20 octobre 2009, Req. n° 41665/07, *Alves Da Silva c. Portugal*, § 22; ECtHR, *Tuşalp v. Turkey*, App. -Nos.: 32131/08 and 41617/08, Judgment of 21 February 2012, §§ 41-42; Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op. cit., §§ 51-52 を参照。

兵田・前掲注4と本稿で取り上げた風刺表現に関する4つの人権裁判所判例によれば、人権裁判所は、表現の主体・客体の地位、表現形式、表現内容などの要素を民主主義社会との関係で検討し、問題となる表現が民主主義社会において重要であると認められる場合に（例えば、人権裁判所は、① Cour E. D. H., 25 janvier 2007, Req. n° 68354/01, *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, §§ 26-36 においては「民主主義社会に欠かせないアイデアや意見の交換に貢献する」芸術家が「義

て「風刺」とされれば民主主義社会において必要な表現とされることから、「風刺」の認定が、表現への介入の条約適合性の判断の決め手となる。エオン事件判決に至るまでの4つの主要な判決を通じて、人権裁判所は「風刺」による表現保護のルールを発展させてきた。

第一に、*Vereinigung Bildender Künstler* 対オーストリア事件判決⁷⁾ (以下、

「*義務および責任*」において表現をしていると認定して、② Cour E. D. H., 20 octobre 2009, Req. n° 41665/07, *Alves Da Silva c. Portugal*, op.cit., § 29 においては問題となる表現について「民主主義社会において不可欠な一般利益の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果し得る」と認定して、③ ECtHR, Tuşalp v. Turkey, App.-Nos. : 32131/08 and 41617/08, Judgment of 21 February 2012, op.cit. § 44, §§ 47-48 においては「民主主義社会において不可欠な職務を果たす」プレスが「疑うまでもなく民主主義社会において非常に重要な問題」について「民主主義社会に不可欠な多元主義、寛容、広い心の要求する」10条による表現の保障が及ぶ表現形式によって「義務と責任」において表現していると認定して、④ Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 61 においても②の判決と同様に問題となる表現について「民主主義社会において不可欠な一般利益の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果し得る」と認定した)、当該表現に対する介入が「目指される目的に比例せず、民主主義社会において必要ではなかった」(例えば、Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 62) と評価する。

以上における人権裁判所の評価方法に基づき、兵田・前掲(1)注4・170-171頁、180-181頁、兵田・前掲(2)注4・34-35頁、49-50頁、52-53頁において分析したところ、少なくとも本稿で取り上げる風刺表現に関する4つの人権裁判所判例においては、当該表現が民主主義社会に必要であれば(その表現への介入が「民主主義社会に必要」ではない介入となり)、その表現への介入は人権条約に違反するとされている。本稿では、本稿の主たる目的との関係により、以上に得られた結論を記す。なお、この評価方法が人権裁判所における10条2項の評価において一般化されているかについては、他日を期する。

7) Cour E. D. H., 25 janvier 2007, Req. n° 68354/01, *Vereinigung Bildender Künstler c. Autriche*, op.cit.

本件は、芸術家による、政治家(オーストリア自由党の幹部)の顔写真と性的な戯画を組み合わせたコラージュ(そこでは、オーストリア自由党の当時の党首であるハイダー氏、マザー・テレサ、性的虐待の疑いをかけられていたカトリック教会の枢機卿など、多くの有名人の中に紛れるように描かれていた)を、著名な芸術団体(*Vereinigung Bildender Künstler*)が展覧会において展示したのに対し、その人物の正当な利益を侵害するものとしてその展示が禁止され、芸術団体に訴訟費用と賠償金の支払いが命じられた事案である(§§ 7-18)。人権裁判所は、本件表

「フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラー事件判決」)において、人権裁判所は、典型的な風刺表現である「芸術家」による「政治家」(議員)を題材とした絵画について、「カリカチュア」であるとして「風刺」⁸⁾を認定し、「風刺」による政治家に対する批判的表現への介入を条約違反とした。

第二に、Alves Da Silva 対ポルトガル事件判決⁹⁾(以下、「アルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決」)において、人権裁判所は、市民が「政治家」(市長)を批判するためにしたパフォーマンスについても、「カリカチュア」であるとして「風刺」¹⁰⁾を認定し、「風刺」による政治家に対する批判的表現への介入を条約違

↘現に対する介入を人権条約10条2項違反とした(§ 39)。

8) この事例において風刺の定義は以下のものとされた。「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような誇張および変形によって、挑発し、また動揺させることを必然的に目指す。それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない」(§ 33)。

本件について詳しくは、兵田・前掲(1)注4・160-171頁を参照。

9) Cour E. D. H., 20 octobre 2009, Req. n° 41665/07, *Alves Da Silva c. Portugal*, op. cit.

本件は、市民が、カーニバルの行列に際して、市長の名前(Abrantes)を逆さまにした言葉を使用した架空の会社名(Set-Narba 社)を含むフレーズ(Set-Narba 社が、自らに票を入れた人々の家族に無試験で職を融通し、また、市職員として採用するという内容)を録音したものを再生しながら、その架空の会社名を記したプラカードと、ポルトガルで不正会計の象徴とされている青い鞆を小型トラックに載せて、町中をまわったのに対して、名誉毀損により有罪とされた事案である(§§ 5-13)。人権裁判所は、本件表現に対する介入を人権条約10条2項違反とした(§ 31)。

10) この事例において風刺の定義は、以下のものとされた。「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈の一つの形式である。それは、現実の特色を示すような、誇張および変形によって、挑発し、また動揺させること必然的に目指す。それゆえ、この方法によって自己表現する芸術家の——またはその他すべての人の——権利における全ての介入を、特別の注意を伴って審査しなければならない」(§ 27)(圏点は本稿筆者による)。上記定義において、「風刺」の表現主体が「芸術家の権利」から「芸術家の——またはその他すべての人の——権利」(§ 27)へと拡張された。さらに、本件における風刺について、「社会的テーマについての風刺的な諸発言は、それ自体もまたやはり、民主主義社会において不可欠な一般利益の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」(§ 29)とされ、「社会的テーマにつ

反とした。

第三に、Tuşalp 対トルコ事件判決¹¹⁾（以下、「トゥシャルプ事件判決」）において、人権裁判所は、「プレス」が「政治家」（首相）を批判する記事の中で用いた皮肉的表現（例えば、「神経質な廃人」）について、「風刺的文体」¹²⁾であると認定し、「風刺的文体」による政治家に対する批判的表現への介入を条約違反とした。

第四に、エオン事件判決において、人権裁判所は、市民が「政治家」（大統領）に向けた罵倒表現（「失せろ、このクソ野郎！」）について、「風刺的無礼」と

「いての風刺」が民主主義社会において重要であるとの指摘がなされた。本件について詳しくは、兵田・前掲（1）注4・171-181頁を参照。

11) ECtHR, Tuşalp v. Turkey, App.-Nos.: 32131/08 and 41617/08, Judgment of 21 February 2012, op.cit.

本件は、ジャーナリストが、新聞記事において、首相の汚職とプレスに対する攻撃的な態度について皮肉的表現（「神経質な廃人」や「精神病質の攻撃的な病」など）によって批判したのに対し、首相の人格権に対する攻撃であるとして、ジャーナリストと出版社に賠償金の支払いが命じられた事案である（§§ 4-27）。人権裁判所は、本件表現に対する介入を人権条約10条2項違反とした（§ 51）。

12) この事例において風刺の定義は示されていないことが特徴的である。すなわち、本判決は、事例の総合判断により、当該表現行為が「風刺的文体」として、民主主義社会にとって重要なものであるとされている。判断においては、プレスの地位については「民主主義社会において不可欠な職務を果たす」（§ 44）とされ、問題となる行為が一見すると侮辱的に見える表現（「神経質な廃人」や「精神病質の攻撃的な病」など）であるにもかかわらず、文章全体の文脈（「プレス」（§ 44）という主体、「非常にランクの高い政治家」（§ 45）という客体、「日刊紙」（§ 44）という媒体、「疑うまでもなく、民主主義社会において非常に重要な問題」（§ 44）というテーマ）から特定される意図（「彼自身の政治的な意見や見解に色づけられた、彼の強い批判」（§ 48））を重視して「風刺的文体」と認定された。この判断においては、従来のように風刺の定義にあてはめる形で判断がなされていないことから、断定はできないものの、「芸術的表現」を超える「社会的注釈」が、風刺とされている可能性が示されている。すなわち、本判決においては、従来の風刺の定義における「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈」（la satire est une forme d'expression artistique et de commentaire social）は、「風刺とは、芸術的表現および社会的注釈」の意味ではなく「風刺とは、芸術的表現または社会的注釈」の意味であるとされている可能性が示される。

本件について詳しくは、兵田・前掲（2）注4・26-35頁を参照。

して「風刺」を認定し、「風刺」による政治家に対する批判的表現への介入を条約違反とした。エオン事件とは、フランスにおいて、市民が当時の共和国大統領であるサルコジ氏に対して公道上で「失せろ、このクソ野郎！」と書かれたプラカードを掲げたところ、共和国大統領不敬罪によって有罪とされた事件である¹³⁾。この「失せろ、このクソ野郎！」は、サルコジ氏が別の市民に農業展で握手を拒まれた際にした失言として有名であり、デモの現場でスローガンとしてよく用いられていた¹⁴⁾。判決では、この言葉をサルコジ氏本人の前で繰り返して見せる行為が、市民自身の政治活動の経緯まで加味されて、「風刺」¹⁵⁾

13) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., §§ 5-15.

14) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 7.

15) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., §§ 57-61.

この事例における風刺の定義については、先例のアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決（2009年）が踏襲されている。その上で、当該行為は、この定義があてはまる「風刺的無礼」とされている。本事案において問題となる表現は、市民が、大統領に対して、侮辱的な短い一言を掲示したというものであるから、一見すれば、風刺とはほど遠いものとなっている。かつ、先例のトゥシャルブ事件判決（2012年）におけるように、新聞記事の問題となる表現箇所以外の記述から表現の客体や意図を認定することは不可能である。そこで、人権裁判所は、これを以下のような判断を介在させることによって、風刺的無礼として保護している。

第一に、人権裁判所は、申立人が表現に至るまでの経緯（「申立人が活動家であり、元議員であり、フランスに非合法に滞在しているトルコ一家を積極的に支援する長期にわたる闘争していたところである」、「トルコ一家が国外追放されていたため、大統領がラヴァルに到着する数日前にこの政治闘争は支援委員会にとって失敗に終わっていた」、「その結果、申立人が苦い思いをしていた」（§ 58）から意図（「申立人の意図は、国家元首に政治的性質の批判を公然と向けることであった」（§ 58）を特定する。第二に、意図から客体（政治家の地位）を特定する（§ § 58-59）。第三に、意図と客体に加えて表現それ自体がもつ経緯（「2008年2月23日の農業見本市の際に大統領が一人の農家に握手を拒まれた際に発言した」ものであり、「このフレーズは非常に批判され、メディアにおいて広く放送の対象になった」だけでなく、「インターネット上で繰り返し取り上げられ、デモの際にはスローガンとして取り上げられた」（§ 7）から形式（「粗雑な言い回しを再現することによって、「風刺的無礼によって彼の批判を表明することを選んだ」（§ 60）を特定する。第四に、当該行為について、人権裁判所は、「社会的テーマについての風刺的な諸発言は、それ自体もまたやはり、民主主義社会において不可欠な一般利益の問題の自由な議論において、非常に重要な役割を果たし得る」（§ 61）と指摘する。 ↗

として認定された。

このような展開を経て、「風刺」を用いることのできる主体が「芸術家」から「その他のすべての人」にまで拡大し、従来の枠（「カリカチュア」）に収まらない表現までも「風刺」として保護されることとなった¹⁶⁾。この含意は、政治

-
- ㄨ 以上に示されるように、当該表現行為を離れて、行為者の背景事情を調査することによって表現行為の性質が一般利益に資する表現であるとされ、風刺の認定が行われていることから、当初の風刺に対する保護が大幅に拡大していることが確認される。

この保護の拡大をもたらす風刺の定義および認定について、この判決が、先に述べたように、風刺の定義に当該行為をあてはめる形で判断を行っていることから、ここに、風刺の定義は「風刺とは、芸術的表現または社会的注釈」(la satire est une forme d'expression artistique et de commentaire social)の意味であることが確認される。

本件について詳しくは、兵田・前掲（2）注4・35-50頁を参照。

- 16) 兵田・前掲（2）注4・51-52頁を参照。

人権裁判所が「風刺」の枠組みを用いて政治的表現を保護する背景には、ヨーロッパにおいて古くから根付く風刺画（カリカチュア）の文化が存在する。カリカチュアの起源は1600年前後のイタリアの画家兄弟（アゴスティーノとアンニーパレのカラッチ兄弟）によって描かれた攻撃的な肖像画に発し、特に、近代的な批判精神を盛り込んだカリカチュアについては18世紀のイギリスの画家（ウィリアム・ホガース）による絵画が最初であるとされている（高木勇夫「カリカチュアの黄金時代：19世紀フランスの政治と社会」名古屋工業大学紀要55巻（2003）52頁を参照）。フランスにおいても、カリカチュアは政治批評の伝統的な手段であると捉えられている（貴堂嘉之「政治風刺画家トマス・ナストのライフヒストリー」立教アメリカン・スタディーズ37巻（2015）56頁を参照）。

この観点に照らせば、風刺画の最も典型的な表現としては第一に挙げたフェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラ事件における表現が挙げられ、フェアアイニグング・ビルデンダー・キュンストラ事件判決については、人権裁判所がヨーロッパにおける「カリカチュア」の伝統に忠実に判断したものと理解し得よう。第二に挙げたアルヴェス・ダ・シルヴァ事件判決については、問題となる表現の主体が芸術家ではないものの、芸術的（と説明可能）な方法を通じて表現がなされている点を捉えて、人権裁判所が「カリカチュア」の伝統に引き寄せて判断したものと理解し得よう。ここから、第一事件と第二事件における人権裁判所の判断は、風刺の伝統に忠実にあろうとしたものと理解し得よう。これに対して、第三に挙げたトゥシャルブ事件判決と第四に挙げたエオン事件判決については、問題となる表現が芸術家による伝統的な「カリカチュア」でもなく、さらに芸術的（と説明可能）な方法を通じてなされてもいない表現（伝統的な「カリカチュア」に引き寄せ

家に対する批判的表現（たとえそれが表面的には罵倒表現であっても、表現行為の実質を確認することにより、「風刺」とされ得る表現）が、介入されてはならないというものである¹⁷⁾。したがって、今後、このような表現に対する締約国の介入が、人権条約違反になることが予想される。フランスがエオン事件判決を受容するのであれば、フランスにおいて、政治家に対する批判的表現への介入一般について見直す必要性が示唆されていることになる。

(3) フランスにおける人権裁判所判決の受容

しかし、フランスの対応は、政治家に対する批判的表現への介入一般について見直すことをせずに、共和国大統領不敬罪のみを廃止するというものであった。この対応は、学説・議会（国民議会・元老院）の、エオン事件判決のとらえ方に起因しており、そのとらえ方は、さらに、フランスがそれまでに経験してきた歴史的経緯による。

第一に、フランスでは、近年ではほとんど空文化していた共和国大統領不敬罪がエオン事件で突如適用されたことを受けて、共和国大統領不敬罪に対する嫌悪感が強くなっていた。第二に、フランスは、先に、人権裁判所 *Colombani et Autres* 対フランス事件判決（以下、「コロバンニ事件判決」¹⁸⁾）によって、共和国大統領不敬罪に類似した規定である外国国家元首不敬罪（出版法36条）が条約違反とされたことを契機として、外国国家元首不敬罪を廃止した過去を有する。なお、このコロバンニ事件判決は、プレスの記事に外国国家元首不敬罪が適用されたことを事案とするものである¹⁹⁾。

このような経緯から、フランス国内では、エオン事件判決に際して以下のよ

ゝて説明することが不可能な表現）を、「風刺」の枠組みを用いて判断したという点で、人権裁判所は、「カリカチュア」の伝統から大きく跳躍して、婉曲的手法による政治批評をカバーするように、「風刺」の論理を再構成したと理解し得よう。

17) 兵田・前掲（2）注4・50頁を参照。

18) Cour E. D. H., 25 juin 2002, Req. n° 51279/99, *Colombani et Autres c. France*.

19) Cour E. D. H., 25 juin 2002, Req. n° 51279/99, *Colombani et Autres c. France*. op.cit., §§ 8-21.

うな展開が期待されていた。すなわち、人権裁判所において、コロンバニ事件判決と同様に、共和国大統領不敬罪の規定そのものが条約違反とされ、国内において、その判決を契機として共和国大統領不敬罪の規定が廃止される、という展開である。したがって、国内では、人権裁判所が規定そのものを条約違反とするか注目されていた。しかし、実際には、人権裁判所は、エオン事件判決において、エオン氏に対する有罪判決を条約違反とするものの、共和国大統領不敬罪の規定の条約適合性については評価しなかった。

このエオン事件判決に対する国内の反応は以下の通りである。学説の多数は、エオン事件判決が、コロンバニ事件判決を先例とせず、共和国大統領不敬罪の規定そのものを条約違反としなかったことを批判し、さらには、国内において共和国大統領不敬罪を廃止すべきことを主張することになる。議会においては、国民議会は、エオン事件判決が実質的にはコロンバニ事件判決と同様に共和国大統領不敬罪を条約違反とする判決であると理解し（エオン事件判決において、コロンバニ事件判決が実質的に先例とされ、共和国大統領不敬罪が条約違反とされていると理解しているものと思われる）、外国国家元首不敬罪の際と同じく共和国大統領不敬罪も廃止するべきであると提案することになる。これに対して元老院は、大統領の特別な地位を強調して共和国大統領不敬罪の廃止に徹底的に反対したが、その後、両院において意見調整が行われ、共和国大統領不敬罪が廃止されるに至る。

このような対応は、エオン事件判決の求める対応に比べて、狭いものとなる。というのも、エオン事件判決は、共和国大統領不敬罪にかかわらず、政治家に対する批判的表現に対する介入一般について、条約適合的に見直すことをフランスに迫るものだからである。以下、詳しく検討する。

1. エオン事件判決の受容

(1) 共和国大統領不敬罪とエオン事件

① 共和国大統領不敬罪

共和国大統領不敬罪とは、共和国大統領に向けられた不敬的表現を犯罪とす

るものであり、出版の自由に関する1881年7月29日法律26条において規定されている。

(出版法26条)²⁰⁾

23条で規定された手段の一つによって行われた共和国大統領に対する不敬は、45,000ユーロの罰金が科される。

前項で規定された刑罰は、共和国大統領の権限の全部または一部を行使する人物に対する不敬に適用され得る。

(23条)

公共の場所あるいは集会において行われた演説、訴えもしくは威嚇によって、または、公共の場所あるいは集会において販売されあるいは陳列された、販売あるいは配布用の著作物、印刷物、図画、版画、絵画、シンボル、映像その他著作、言語あるいは映像の媒体となるあらゆるものによって、または、公衆の面前に貼り出された貼り紙その他の掲示物によって、または、すべての電子手段による一般公開されたコミュニケーション手段によって、前述の行為を犯すよう直接的に正犯を教唆した者は、その教唆が結果を伴った場合、重罪または軽罪とされる行為の共犯として処罰される。

この1881年の出版法の共和国大統領不敬罪は、歴史的には、1849年に創設された²¹⁾ 共和国大統領不敬罪の観念を維持するものであり²²⁾、それはそもそも1819年に規定された王政時代の国王に対する不敬罪²³⁾ に形式上類似するもの

20) 本法律の全体を訳したものとして大石泰彦『フランスのマス・メディア法』(現代人文社・1999) 231-255頁が挙げられる。本稿においては以上の訳語を適宜参照するが、訳については必ずしも従っておらず、legifrance.gouv.frに掲載されている原典(2018年10月25日時点) <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006070722#LEGIARTI000006419722> を参照して新たに訳出したものを主に用いるものとする。

21) 大石・前掲書注20・21頁。

22) Claude-Albert COLLIARD, *libertés publiques*, 9e éd., Paris, Dalloz, 1989, p. 627.

23) 「君主になされた場合、たとえその不敬がわれらの刑法典によって規定される深刻性をもたないとしても、その不敬が一定の公開性を伴っていたならば、その不敬は必然的に非難すべきものである。なぜなら、責任を負わず、不可侵かつ神聖で

である²⁴⁾。この意味で、共和国大統領不敬罪は、王政時代にまで遡ることのできる長い歴史を有する犯罪といえよう。

共和国大統領不敬罪の構成要件は、23条で規定される手段の一つによってなされた公開の状態、犯罪の意図、「不敬」の存在である²⁵⁾。「不敬」とは、破毀院判例によれば、「国家の第一行政官の執務に際しても、共和国大統領の私生活に際しても、共和国大統領の名声または尊厳において侵害し得る、あらゆる

↘あると宣言されるところの国王の人格が皆から尊敬されることは、われらの憲法上の諸原理の維持にとって重要だからである。この不敬は、1819年5月17日法律9条および1835年9月9日法律3条によって、禁錮に処される」と指摘するものとして、Pierre Achille MORIN, *Dictionnaire Du Droit Criminel*, Paris, A. Durand, 1842, pp. 552-553.

24) 山本桂一「フランス第三共和政における各種法律の諸相」山本桂一編『フランス第三共和政の研究——その法律・政治・歴史——』(有信堂・1966) 321頁、注2。Agathe LEPAGE, Note sous T. G. I., Laval, 6 novembre 2008, *Min. public c. Hervé X*, CCE (Communication Commerce Électronique), 2009 janvier, p. 46; Thierry LÉVY, Note sous C. A., Angers, ch. corr., 24 mars 2009, *Min. public c. Hervé X*, LÉGIPRESSE, N° 264 - Septembre 2009, p. 175.

なお、エオン事件の一審裁判所の判決について、Agathe LEPAGE, Note sous T. G. I., Laval, 6 novembre 2008, op. cit., p. 46 では判決日は記載されておらず、当該文献の冒頭で太字で記載されている日付(2008年10月23日)は、その直後の本文中1段落目末尾に記載されているとおり被告人が出頭した日付である。フランスの新聞 *Le Monde* の2008年10月24日付の記事「『失せろ、このクソ野郎!』 4つの単語で1,000ユーロ (“Casse-toi, pauvre con!”: quatre mots à 1 000 euros)」https://www.lemonde.fr/politique/article/2008/10/24/casse-toi-pauvre-con-quatre-mots-a-1-000-euros_1110685_823448.html (2019年1月6日)でも、被告人が出頭した日付が10月23日と記載されている。Cour E.D.H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 9に記載されている一審裁判所の判決日は2008年11月6日となっている。フランスの新聞 *Le Monde* の2008年11月7日付の記事「大統領に対する不敬により執行猶予付き30ユーロ (30 euros avec sursis pour offense au président)」https://www.lemonde.fr/societe/article/2008/11/07/30-euros-avec-sursis-pour-offense-au-president_1116057_3224.html?xtmc=herve_eon&xtrc=15 (2019年1月6日現在)でも、一審裁判所の判決日が11月6日と記載されている。legifrance.gouv.frでは当該判決を検索できず、判決日を確認することはできなかった。エオン事件の一審裁判所の判決日について、本稿では、一応、人権裁判所判決で示された日付によるものとする。

25) 山本・前掲書注24・321頁。

不敬的または軽蔑の表現によって、あらゆる名誉毀損的な表現によって」構成されるものであり、「政治活動に際して向けられた不敬は必然的に人格を侵害する」こととなる²⁶⁾。したがって、共和国大統領に向けられた表現であれば、名誉毀損（事実の摘示を伴う非難）も侮辱（事実の摘示を伴わない非難）²⁷⁾も「不敬」とされ、さらに、私生活だけでなく、政治活動に向けられた批判についても共和国大統領不敬罪が適用され得ることを意味する²⁸⁾。

共和国大統領不敬罪の特殊性は、いかなる抗弁も認められていない点である。例えば、31条に列挙される公的人物（内閣構成員、両院議員、公務員など）に対する名誉毀損には「真実性の抗弁」（35条）、私人に対する侮辱には「挑発的言辞の抗弁」（33条）が存在するが、これに対して、共和国大統領不敬罪にはいかなる抗弁の規定も存在しない。なお、同様にいかなる抗弁の規定も存在しない外国国家元首不敬罪（36条）については、コロンバニ事件判決において外国国家元首不敬罪の規定そのものが人権条約違反とされたことを契機として、2004年3月9日の法律によって既に廃止されている²⁹⁾。コロンバニ事件判決の詳細については後述する。

以上に見てきた共和国大統領不敬罪は、ド・ゴール將軍の任期中には頻繁に適用されたものの、ジスカール・デスタン大統領、ミッテラン大統領、シラク大統領の任期において長らく適用されてこなかったため、空文化したかに思われていた³⁰⁾。それにもかかわらず、サルコジ大統領の任期において、共和国大統領不敬罪が久しぶりに適用された。それがエオン事件である。

26) Cass. Crim. 31 mai 1965, Bull. crim. n° 146; Malliavin, *Gaz. PAL.*, 1965. II. p. 64.

27) Michel LASCOMBE et Xavier VANDENDRIESSCHE, *Code constitutionnel et des droits fondamentaux 2015, commenté* - 4e éd., Paris, Dalloz, 2014, pp. 218-219.

28) Claude-Albert COLLIARD, *libertés publiques*, op.cit., p. 628.

29) Loi n°2004-204 du 9 mars 2004 - art. 52.

30) Claude-Albert COLLIARD, *libertés publiques*, op.cit., p. 629; Michel LASCOMBE et Xavier VANDENDRIESSCHE, *Code constitutionnel et des droits fondamentaux 2015*, op.cit., p. 219; Agathe LEPAGE, Note sous T. G. I., Laval, 6 novembre 2008, op.cit., p. 46; Thierry LÉVY, Note sous C. A., Angers, ch. corr., 24 mars 2009, op. cit., p. 173.

② エオン事件と国内裁判所判決

エオン事件について、人権裁判所が示した事実認定³¹⁾は以下の通りである。2008年8月28日、フランスのラヴァルにおいて、エルヴェ・エオン氏が、当時のサルコジ大統領の行列に際して、「失せろ、このクソ野郎！」と書かれたプラカードを振りかざした。この「失せろ、このクソ野郎！」というフレーズは、2008年2月23日に農業展でサルコジ氏が別の市民に握手を拒まれた際にした暴言として広く報道され、批判されており、複数のデモの現場でスローガンとして用いられていたものであった。エオン氏は、その場で警官に呼び止められたのちに連行され、出版法26条に規定される共和国大統領不敬罪により起訴されることとなった。

2008年11月6日に示された、ラヴァル大審裁判所の判決³²⁾は以下の通りである。大審裁判所は、エオン氏が、もし不敬を働くことを意図とせず、サルコジ大統領の過去の暴言について注意することを目的としていたならば、「失せろ、このクソ野郎！」という有名なフレーズをそのまま掲げるのではなく、「失せろ、このクソ野郎！『などと言ってはならない』」とするべきであったとして、エオン氏の本件表現に不敬の意図がなかったとは主張し得ないとした。結果、エオン氏には、執行猶予付きで30ユーロの罰金が科された。

2009年3月24日に示された、アンジェ控訴院の判決³³⁾は以下の通りである。控訴院は、エオン氏が元議員の活動家である点と、不法移民のトルコ人一家に対して政治的に支援活動をしていたところ、サルコジ大統領のラヴァル到着の数日前に一家が退去させられてしまったため、無念であったとエオン氏自身が控訴院に説明した点を挙げ、エオン氏の政治参加と言葉の性質に照らして不敬

31) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., §§ 5-8.

32) T. G. I., Laval, 6 novembre 2008, *Min. public c. Hervé X*, CCE, 2009 janvier, p. 46.

注24で先述した通り、エオン事件の一審裁判所の判決日について、本稿では、一応、人権裁判所判決で示された日付によるものとする。

33) C. A., Angeres, ch. corr., 24 mars 2009, *Min. public c. Hervé X*, CCE, 2009 mai, pp. 38-39; LÉGIPRESSE, N° 264 - Septembre 2009, pp. 172-173.

を働く意図がなかったとは主張し得ないとした。結果、大審裁判所の判決が支持された。

その後、2009年10月27日、破毀院は上告不受理とした³⁴⁾。これに対して、2010年4月12日、エオン氏は人権条約34条に基づいて人権裁判所に提訴した³⁵⁾。

③ エオン事件判決に対する期待

国内の判決を受けて、フランスの主な学説においては、大逆罪 (*lèse-majesté*) に類似した共和国大統領不敬罪によって政治的表現が抑圧される危険性について懸念が示されており、前述したコロンバニ事件判決に伴う外国国家元首不敬罪の廃止と同様に、今回も、共和国大統領不敬罪が人権裁判所において条約違反とされた後に国内で廃止されると予想され、期待されていた³⁶⁾。同様に、議会においても、コロンバニ事件判決に伴う外国国家元首不敬罪の廃止が想起され、両院において共和国大統領不敬罪を廃止する法案が提出されていた³⁷⁾。すなわち、エオン事件についてフランス国内では、同様の規定が以前に

34) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 15.

35) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 1.

36) Agathe LEPAGE, Note sous T. G. I., Laval, 6 novembre 2008, op.cit., p. 46 ; Agathe LEPAGE, Note sous C. A., Angers, ch. corr., 24 mars 2009, op.cit., p. 39 ; Thierry LÉVY, Note sous C. A., Angers, ch. corr., 24 mars 2009, op.cit., p. 175 ; Patrick Wachsmann, Nouvelles techniques permettant des restrictions aux libertés publiques ou de la protection des libertés dans la société du spectacle, *Jus Politicum*, n° 5, décembre 2010, p. 15. 最後に挙げた文献については、翻訳が存在する。パトリック・ヴァクスマン、中島宏訳「公的自由の制限を可能にする新たな技術——スペクタクルの社会における自由の保護について」『フランス憲法学の動向——法と政治の間』(慶慮義塾大学出版会・2013) 298頁。

37) Proposition de loi n° 97 (2008-2009) de M. Jean-Luc MÉLENCHON, visant à abroger le délit d'offense au Président de la République, du Sénat, déposé le 19 novembre 2008, pp. 3-5 ; Proposition de loi n° 2543 des Mesdames et Messieurs Martine BILLARD, Marie-Hélène AMIABLE, François ASENSI, Alain BOCQUET, Jean-Pierre BRARD, Marie-George BUFFET, Jean-Jacques CANDELIER, André CHASSAIGNE, Jacques DESALLANGRE, Marc DOLEZ, Jacqueline FRAYSSE, André GERIN, Pierre GOSNAT, Maxime GREMETZ, Jean-Paul LECOQ, Roland MUZEAU, Daniel PAUL, Jean-Claude SANDRIER ↗

条約違反と判断された後に国内で廃止されていたので、共和国大統領不敬罪も同じ道を辿ることになるだろうと予想され、期待されていたのである。

しかし、人権裁判所によって示されたエオン事件判決は、フランス国内の予想に反し、その期待を裏切るものであった。人権裁判所は、エオン氏に対する有罪判決を条約違反としたものの、コロンバニ事件との事案の違いを理由として、共和国大統領不敬罪については条約適合性の審査をしなかったのである。

(2) エオン事件判決に対する反応

① 学説——批判

人権裁判所によるエオン事件判決を受けて、学説の多数は、外国国家元首不敬罪と共和国大統領不敬罪が類似の規定であったことを理由に、やはり、エオン事件判決においてもコロンバニ事件判決と同様に、共和国大統領不敬罪も条約違反とされるべきであったと主張した。したがって、学説は、事案の違い（プレスによる記事か、罵倒表現か）があるとはいえエオン事件判決がコロンバニ事件判決を先例とせず、共和国大統領不敬罪を条約違反としなかったことを批判し、さらには、共和国大統領不敬罪を廃止すべきであると主張することになる。

例えば、エルヴェーは、「しかしながら、ヨーロッパ人権裁判所が、この唯一の違い（本稿筆者注：事案の違い）をコロンバニ事件判決に照らして本件請求を審査することを拒否する口実にするのは、少なくとも奇妙である」³⁸⁾、ボーは、「フランスの出版法がそれら2つ（本稿筆者注：名誉毀損と侮辱）を一体としてみなしており、判例で定義されるような不敬の観念がまさにこれらの2つの事例（本稿筆者注：コロンバニ事件とエオン事件）をボーダレスにする以上、我々

↳ et Michel VAXÈS, visant à abroger le délit d'offense au Président de la République, de l'Assemblée nationale, déposé le 20 mai 2010, pp. 2-3; Proposition de loi n° 479 (2011-2012) de M. Jean Louis MASSON, tendant à abroger le délit d'offense au Président de la République, du Sénat, déposé le 20 mars 2012, pp. 3-6.

38) Nicolas HERVIEU, « L'équivoque sursis européen concédé au délit d'offense au président de la République », Lettres Actualités du Credof, 20 mars 2013, p. 7.

はヨーロッパ人権裁判所によってなされた名誉毀損と侮辱の分離を批判し得る」³⁹⁾、ドロワンは「1881年7月29日のプレスに関する法律26条の条約適合性を審査することを拒否したので、ヨーロッパ人権裁判所はその判例の一貫性に背いている」⁴⁰⁾と指摘する。これに対して、ブルゴルグ・ラルセンは、「政治的風刺の有益な役割」を認めた判決であるとしてエオン事件判決を評価する⁴¹⁾。

② 議会——共和国大統領不敬罪の廃止

国民議会も、学説と同様にエオン事件判決が共和国大統領不敬罪を条約違反とすることを期待していた。そのため、国民議会の報告書は、学説とは異なり、むしろ、エオン事件判決が実質的には共和国大統領不敬罪を条約違反とするものと理解して、時代遅れにより不要となった共和国大統領不敬罪を廃止したうえで、共和国大統領にその他の公的人物に関する名誉毀損・侮辱罪（出版法31条と33条）を適用するよう提案した。この提案は国民議会において受け入れられた。それが、「フランスの国際参加と EU 法に基づく司法領域における適応の諸規定」の法案の「第11章の2—フランスの法律を2013年3月14日のヨーロッパ人権裁判所判決（本稿筆者注：エオン事件判決）に適応させるために共和国大統領不敬罪を廃止する規定」における「17条の2：国家元首不敬罪の廃止」である⁴²⁾。

39) Olivier BEAUD, « l'offense au président de la République : petit leçon aux juridictions sur la primauté de la liberté d'expression », D., 18 avril 2013, p. 971.

40) Nathalie DROIN, « Le délit d'offense au président de la République : une occasion manquée. A propos de l'arrêt Eon contre France, Cour EDH, 14 mars 2013 », RFDA., mai-juin 2013, p. 598.

41) Laurence BURGORGUE-LARSEN, « Propos offensants à l'égard d'un chef de l'Etat », AJDA., 23 septembre 2013, chron. p. 1801.

42) 国民議会の報告者は、コロナバニ事件判決と同様に、エオン事件判決が共和国大統領不敬罪を実質的に条約違反とすることを主な理由として、これを廃止すべきであると提案した。具体的には、共和国大統領不敬罪は時代遅れ（大逆罪の名残）なので必要ないとしたうえで、共和国大統領の名声の保護は、公的人物に対する名誉毀損・侮辱罪（出版法31条、33条）で対応可能であることを理由に、共和国大統領不敬罪を廃止し、共和国大統領にその他の公的人物に関する規定を適用するよう提案した。Rapport n° 840 de Mme Marietta KARAMANLI, fait au nom de la commission des lois, de l'Assemblée nationale, déposé le 27 mars 2013, pp. ↗

この提案を受けて、元老院の報告者は、エオン事件判決が共和国大統領不敬罪そのものを条約違反とするものではないので規定を廃止する必要はないという点を強調し、それでも共和国大統領不敬罪を廃止するのならば、共和国大統領の地位を保護するための代替りの制度が必要であるとした。したがって、元老院の報告者は、政府構成員を保護する制度（出版法31条と33条）の中に共和国大統領を含めることを提案した。この提案は、結論としては、国民議会の提案と同じくするものである。しかし、元老院において報告者の提案は受け入れられなかった。というのも、元老院は、大統領の特別な地位を強調することにより、共和国大統領不敬罪の廃止に徹底的に反対したからである⁴³⁾。

その後、両院同数委員会において意見調整⁴⁴⁾が行われた結果、2013年8月5日法律⁴⁵⁾によって共和国大統領不敬罪は廃止され、代わりに、公的人物に対する名誉毀損・侮辱罪（出版法31条と33条）において保護される対象のリスト（出版法31条で列挙）の中に、「共和国大統領」の文言も付け加えられることとなった⁴⁶⁾。共和国大統領不敬罪を廃止した法律の制定過程の流れは、以下のと

↘156-159.

この提案は国民議会において受け入れられた。Projet de loi n° 137 (2012-2013), Adopté par l'Assemblée nationale en première lecture, de l'Assemblée nationale, déposé 15 mai 2013, p. 50.

その他の見解として、共和国大統領に対する尊敬の必要性を理由に、共和国大統領不敬罪を廃止することに反対した議員もいたが、この見解は国民議会において受け入れられなかった。Séances du mercredi 15 mai 2013, J. O., l'Assemblée nationale, p. 5248.

43) その他には、大統領は、憲法上、政府構成員と同じ地位ではないので、共和国大統領不敬罪に代わる、大統領の地位を保護する規定を新たに作るべき、という見解などが提案されていた。Rapport n° 596 (2012-2013) de M. Alain RICHARD, fait au nom de la commission des lois, sur le projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale, du Sénat, déposé le 22 mai 2013, p. 166, 167, 171.

44) Rapport n° 1273 des Mme Marietta KARAMANLI et M. Alain RICHARD, fait au nom de la Commission mixte paritaire, de l'Assemblée nationale, déposé le 17 juillet 2013, pp. 7-8.

45) LOI n° 2013-711 du 5 août 2013 - art. 21 (V).

46) なお、共和国大統領不敬罪には外国国家元首不敬罪と同様の特殊な起訴開始手続きが規定されていたが、これについても変更されることとなった。変更前の出版

おりである⁴⁷⁾。

第一に、国民議会における第1読会については、以下の通りである。2013年2月20日、政府提出法案⁴⁸⁾が国民議会の立法委員会に送付された。政府による法案の提出の時点では、エオン事件判決はまだ出ておらず（2013年3月14日に判決）、したがって、この法案において、共和国大統領不敬罪の廃止はまだ論点となっていない。国民議会の立法委員会において、2月21日、報告者として Marietta Karamanli が指名された。3月14日、人権裁判所においてエオン事

法48条5項によれば、共和国大統領不敬罪においては、共和国大統領から外務大臣を通じて司法大臣に宛てられた請求に基づいて起訴が開始される。これについて、元老院側の報告者は、両院同数委員会において、国民議会側の報告者による提案に加えて、条約違反となる適用を回避するために、起訴の開始前にその正当性をチェックできるように、共和国大統領の場合においても、政府構成員と議員の場合と同様に、当事者の告訴に基づいて検察官が起訴するかどうか判断するという出版法48条2項の適用を提案した。すなわち、以下のとおりである。

共和国大統領に対する表現について、従来のように、共和国大統領からの請求に基づき司法大臣によって起訴が開始されると、一大臣にすぎない司法大臣が共和国大統領の請求する起訴の正当性を適切にチェックすることができない。そこで、政府構成員と議員の場合と同様に、共和国大統領の場合においても、当事者による告訴に基づいて検察官が起訴を開始するかどうか自由に判断する方法を採用してはどうか、という趣旨である。

この元老院の報告者の提案が受け入れられた結果、起訴の開始方法は、共和国大統領の場合も、政府構成員の場合も、議員の場合も同様に、本人または関係者の告訴に基づいて行われる手続き（出版法48条2項）が適用されることとなった。Rapport n° 1273 des Mme Marietta KARAMANLI et M. Alain RICHARD, op.cit., p. 8.

47) 手続きの概観として、国民議会については、http://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/adaptation_justice_droit_UE.asp#ECRCM（2018年10月27日時点）、元老院については、<http://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl12-582.html>（2018年10月27日時点）を参照。

フランスにおける立法手続については、藤野美都子「第6章 立法過程」植野妙実子編・前掲書注3・111-119頁を参照。

48) Projet de loi n° 736 (rectifié) de M. Jean-Marc AYRAULT, portant diverses dispositions d'adaptation dans le domaine de la justice en application du droit de l'Union européenne et des engagements internationaux de la France, du Premier ministre, déposé le 20 février 2013.

件判決がなされる。3月20日、憲法45条2項に基づき、政府によって審議促進手続き (Le Gouvernement a engagé la procédure accélérée) が採用される。3月27日、報告者による報告が行われる⁴⁹⁾。ここにおいて、「第11章の2—フランスの法律を2013年3月14日のヨーロッパ人権裁判所判決 (本稿筆者注：エオン事件判決) に適応させるために共和国大統領不敬罪を廃止する規定」における「17条の2：国家元首不敬罪の廃止」が追加され、法案の中で共和国大統領不敬罪の廃止が論点となる。3月27日、国民議会の立法委員会で法案が採択され⁵⁰⁾、国民議会の立法委員会が政府提出法案に対して修正した箇所については、3月29日に公開される⁵¹⁾。5月15日、国民議会の本会議において審議される⁵²⁾。5月15日、国民議会の本会議で共和国大統領不敬罪を廃止する規定を含む法案が採択される⁵³⁾。

第二に、元老院における第1読会については、以下の通りである。5月16日、国民議会で採択された法案が元老院の立法委員会に送付される⁵⁴⁾。元老院の立法委員会において、4月10日に報告者として指名されていた Alain Richard によって、5月22日、報告される⁵⁵⁾。5月22日、元老院の立法委員会において、共和国大統領不敬罪を廃止する規定が法案から削除される⁵⁶⁾。5月27日、元老

49) Rapport n° 840 de Mme Marietta KARAMANLI, fait au nom de la commission des lois, de l'Assemblée nationale, déposé le 27 mars 2013, pp. 156-159.

50) Projet de loi n° 840, Première lecture, Texte de la commission, de l'Assemblée nationale, déposé le 27 mars 2013, p. 47.

51) Projet de loi n° 736, Amendements soumis à la commission des lois, de l'Assemblée nationale, déposé le 29 mars 2013, CL108RECT.

52) Séances du mercredi 15 mai 2013, J. O., l'Assemblée nationale, pp. 5248-5249.

53) Projet de loi n° 137 (2012-2013), Adopté par l'Assemblée nationale en première lecture, de l'Assemblée nationale, déposé le 15 mai 2013, p. 50.

54) Projet de loi n° 582 (2012-2013) adopté par l'Assemblée nationale, du Sénat, déposé le 16 mai 2013, p. 50.

55) Rapport n° 596 (2012-2013) de M. Alain RICHARD, fait au nom de la commission des lois, sur le projet de loi, adopté par l'Assemblée nationale, du Sénat, déposé le 22 mai 2013, pp. 166-167, 170-172, 286.

56) Projet de loi n° 597 (2012-2013), adopté par l'Assemblée nationale, Texte de la commission, du Sénat, déposé le 22 mai 2013, p. 50.

院の本会議で審議される⁵⁷⁾。5月27日、元老院の本会議で共和国大統領不敬罪を廃止する規定が削除された状態の法案が採択される⁵⁸⁾。

第三に、両院同数委員会については、以下の通りである。政府による審議促進手続の採用により、憲法45条2項に基づいて、両院の第一読会後、両院同数委員会が開催されるに際して、5月28日、元老院によって修正された（共和国大統領不敬罪を廃止する規定が削除された）法案が国民議会に送付される⁵⁹⁾。

7月16日、報告者として、国民議会側から Marietta Karamanli、元老院側から Alain Richard が指名される。7月16日、両院同数委員会において、両報告者によって報告される⁶⁰⁾。両院の報告者による意見調整の結果、共和国大統領不敬罪を廃止し、代わりに、公的人物に対する名誉毀損・侮辱罪（出版法31条と33条）において保護される対象のリスト（出版法31条で列举）の中に、「共和国大統領」の文言も付け加えられるという規定を含む法案が両院同数委員会によって採択され、元老院で7月16日、国民議会で7月17日に登録される⁶¹⁾。憲法45条3項に基づいて両院同数委員会によって採択された法案について各院において読会が行われることとなり、国民議会では7月23日に読会の後に法案が採択され⁶²⁾、元老院では7月25日に読会の後に法案が採択され

57) Séances du lundi 27 mai 2013, J. O., Sénat, pp. 4805-4806.

58) Projet de loi n° 152 (2012-2013), modifié par le Sénat en première lecture, du Sénat, déposé le 27 mai 2013, p. 28.

59) Projet de loi n° 1058, modifié par le Sénat en première lecture, de l'Assemblée nationale, déposé le 28 mai 2013, p. 26.

60) 両院同数委員会における各院からの報告者による報告として（いずれも同データ）、Rapport n° 1273 des Mme Marietta KARAMANLI et M. Alain RICHARD, fait au nom de la Commission mixte paritaire, de l'Assemblée nationale, déposé le 17 juillet 2013, pp. 7-8; Rapport n° 768 (2012-2013) des M. Alain RICHARD et Mme Marietta KARAMANLI, fait au nom de la Commission mixte paritaire, du Sénat, déposé le 16 juillet 2013, pp. 7-8.

61) 両院同数委員会による法案の採択として、（いずれも同データ）Projet de loi n° 1273, Texte élaboré par la Commission mixte paritaire, de l'Assemblée nationale, déposé le 17 juillet 2013, pp. 55-56; Projet de loi n° 769 (2012-2013), Texte élaboré par la Commission mixte paritaire, du Sénat, déposé le 16 juillet 2013, pp. 55-56.

62) 国民議会の本会議による読会として、Séances du mardi 23 juillet 2013, J. O., ↗

た⁶³⁾。両院同数委員会において採択され、憲法10条1項に基づいて共和国大統領により審署された法律⁶⁴⁾は、8月6日に官報に掲載された⁶⁵⁾。

これにより、フランスは、政治的批判を抑圧しかなない大逆罪の生き残りであるところの、共和国大統領不敬罪を廃止することに成功した。

2. エオン事件判決の受容？

このような国内の対応は、エオン事件判決が求める対応に比べて、狭いものとなる。このことを以下の方法によって確認する。第一に、コロバニ事件判決とエオン事件判決を比較することにより、エオン事件判決の意義、すなわち人権裁判所の求める対応を明らかにする。第二に、これに照らして、フランスの対応を評価する。

(1) エオン事件判決の意義

コロバニ事件は、公的機関の報告書に基づいて当時のモロッコ国王を批判したフランスのプレスの記事が、外国国家元首不敬罪により有罪となったものである⁶⁶⁾。

コロバニ事件判決において、当該表現が事実の摘示にあたることから、公

↘ l'Assemblée nationale, pp. 8358-8360. 国民議会による法案の採択として、Projet de loi n° 193, adopté par L'Assemblée nationale, dans les conditions prévues à l'article 45, alinéa 3, de la Constitution, de l'Assemblée nationale, déposé le 23 juillet 2013, p. 47.

63) 元老院の本会議による読会として、Séances du jeudi 25 juillet 2013, J. O., Sénat, pp. 7710-7716. 元老院による法案の採択として、Projet de loi n° 209 (2012-2013), adopté par le Sénat, dans les conditions prévues à l'article 45 (alinéas 2 et 3) de la Constitution, du Sénat, déposé le 25 juillet 2013, pp. 60-61.

64) LOI n° 2013-711 du 5 août 2013 - art. 21 (V).

65) JORF n° 181 du 6 août 2013. 共和国大統領不敬罪の廃止に関する部分の解説については BOMJ n° 2013-12 du 31 décembre 2013 - JUSD1331417C, pp. 9-10 を参照。

66) Cour E. D. H., 25 juin 2002, Req. n° 51279/99, *Colombani et Autres c. France*. op. cit., §§ 8-21.

的人物に対する名誉毀損に関する規定によれば申立人は真实性の抗弁を利用し得るはずであったにもかかわらず、その抗弁が特別法の外国国家元首不敬罪の規定の適用によって阻害されていることを理由として、外国国家元首不敬罪は条約違反となった。詳述すると以下の通りである。

外国国家元首不敬罪（出版法36条）は、共和国大統領不敬罪（26条）と類似した出版法の規定であり、外国国家元首に対する「不敬」を対象とするものである。ここにおける「不敬」とは、先述した通り、名誉毀損（事実の摘示が伴う非難）も侮辱（事実の摘示が伴わない非難）も含まれる⁶⁷⁾。出版法において、公的人物に対する名誉毀損（31条）には真实性の抗弁（35条）が認められ、私人に対する侮辱には先行する挑発的言辞の抗弁が認められるが（33条）、不敬罪にはいかなる抗弁も認められない。人権裁判所は、問題となったプレスの記事（事実の摘示）について、公的人物に対する名誉毀損（31条）が適用されていれば真实性の抗弁が認められるはずの事案において、外国国家元首不敬罪の規定の存在によって真实性の抗弁が妨げられるのは外国国家元首に対する過度な保護であるとして、当該規定を人権条約10条に違反するとした⁶⁸⁾。すなわち、コロンバニ事件判決とは、外国国家元首不敬罪という特別法の存在が、本来認められていたはずの真实性の抗弁を妨げたという点に着目し、その規定を条約違反にした判決である。

これに対して、エオン事件は、共和国大統領不敬罪以外の規定が適用されたとしても、申立人がいかなる抗弁も利用し得ない事案であった。エオン事件で

67) Cass. Crim. 31 mai 1965, Bull. crim. n° 146, op. cit.; Malliavin, *Gaz. PAL.*, 1965. II, op. cit., p. 64; Michel LASCOMBE et Xavier VANDENDRIESSCHE, *Code constitutionnel et des droits fondamentaux 2015, commenté* - 4e éd., op. cit., pp. 218-219.

68) コロンバニ事件判決 § 66 では、「名誉毀損の一般法に反して不敬の起訴が申立人に真实性の抗弁の援用を認めない」ことが、「国家元首または政府の長の場合であっても、一人の名声および権利を保護するための過度な手段を構成する」と指摘されている。ここで指摘される「真实性の抗弁」とは、判決の中で明示されていないものの、論理的には、31条に規定された公的人物に対する名誉毀損について出版法35条で認められている真实性の抗弁を指すものと思われる。

適用され得る規定としては侮辱罪（エオン氏の表現は事実の摘示が伴わない非難であったため）が挙げられるが、特に、侮辱罪の中でも抗弁が認められ得る規定として私人に対する侮辱（33条）と比較した場合、エオン事件の事案に照らせば先行する挑発的言辞が存在しないので、申立人はその抗弁を利用し得ない。したがって、コロンバニ事件判決の理論によれば、エオン事件において、その他の規定において利用し得るいかなる抗弁も特別法の共和国大統領不敬罪によって阻害されていないので、共和国大統領不敬罪を条約違反とはなし得ないことになる⁶⁹⁾。詳述すると以下の通りである。

第一に、共和国大統領不敬罪が存在しなかったとしても、エオン氏の表現は、侮辱であって名誉毀損ではないので、公的人物に対する名誉毀損罪（31条）に認められる真実性の抗弁（35条）を行使することができない。第二に、共和国大統領不敬罪が存在しなかったとしても、エオン氏の表現に私人に対する侮辱罪が適用された場合（仮にサルコジ氏が「私人」と認定される場合）、私人に対する侮辱罪には先行する挑発的言辞の抗弁が認められるものの（33条）、エオン氏個人に対するサルコジ氏からの先行する挑発的言辞が存在しない以上、エオン氏は、この抗弁を行使することができない。したがって、エオン事件において、エオン氏は、共和国大統領不敬罪が存在しなかったとしても、いずれにせよいかなる抗弁も行使し得ないので、共和国大統領不敬罪を条約違反にすることは、結果（何らかの規定によるエオン氏に対する有罪判決）に変動を生じさせない。結果、人権裁判所は、共和国大統領不敬罪を条約違反にしなかった。そのうえで、人権裁判所は、エオン氏の表現行為の民主主義社会における有用性を確認することによって、それに対する介入一般（エオン氏の表現に有罪判決を下すことそれ自体）を条約違反とした⁷⁰⁾。

ここから2点指摘し得る。第一に、論理的には、人権裁判所は、事案の違いによりコロンバニ事件判決は先例にならないと指摘したうえで、エオン氏の表現に対する介入は条約違反ではないと判断し得る状態にあった。第二に、それ

69) Cour E. D. H., 14 mars 2013, Req. n° 26118/10, *Eon c. France*, op.cit., § 55.

70) 兵田・前掲（2）注4・50頁を参照。

にもかかわらず、人権裁判所は、それとは逆の判断（エオン氏の表現に対する介入は条約違反である）を、表現の性質に着目することによって、行うに至った。

ここに、人権裁判所の意思が表れている。すなわち、エオン事件判決において、人権裁判所は、フランスに対して、政治的表現（エオン氏のしたような表現を含む）に対する介入一般を見直すことを求めているといえよう。

(2) フランスの対応

以上の分析によれば、フランスの対応は、エオン事件判決の求める対応に比べて、狭いものとなる。敷衍すると以下の通りである。

学説は、エオン事件判決について、コロンバニ事件判決を契機として外国国家元首不敬罪が廃止されたのと同様に共和国大統領不敬が廃止されることを期待して、コロンバニ事件判決を先例として共和国大統領不敬罪を条約違反とするべきであったと批判した。しかし、学説の期待通りに、共和国大統領不敬罪が条約違反とされ、共和国大統領不敬罪が廃止されたとしても、いずれにせよエオン氏のしたような表現にはその他の規定において抗弁が認められず、共和国大統領不敬罪以外の規定によって有罪判決が下されることになり得る。

国民議会は、エオン事件判決について、コロンバニ事件判決と同様に実質的に共和国大統領不敬罪を条約違反とする判決であると理解し、共和国大統領不敬罪を廃止し、公的人物に対する表現（名誉毀損・侮辱）の規定が適用されることを提案した。しかし、共和国大統領不敬罪を廃止し、その規定が適用されるとしても、やはり、いずれにせよエオン氏のしたような表現には抗弁が認められず、共和国大統領不敬罪以外の規定によって有罪判決が下されることになり得る。

元老院の報告者は、エオン事件判決について、コロンバニ事件判決を先例としておらず、共和国大統領不敬罪を条約違反としていないと理解したうえで、もし共和国大統領不敬罪を廃止するのであれば、共和国大統領の地位を保護するための代替りの制度として、共和国大統領の地位の保護を公的人物に対する表現に関する規定に組み込むことを提案した。この見解は、コロンバニ事件判

決とエオン事件判決の区別に敏感ではあるが、共和国大統領の地位を保護する制度を何らかの形で維持することに関心があるので、エオン事件判決の含意である、介入一般についての見直しの必要性に言及していない。したがって、共和国大統領不敬罪を廃止し、共和国大統領の地位を保護するための代替りの制度として公的人物に対する表現に関する規定に共和国大統領の保護を組み込んだとしても、やはり、いずれにせよエオン氏のしたような表現には抗弁が認められず、共和国大統領不敬罪以外の規定によって有罪判決が下されることになり得る。

元老院は、エオン事件判決について、コロンバニ事件判決を先例としておらず、共和国大統領不敬罪を条約違反としていないと理解したうえで、共和国大統領の特別な地位を理由に、共和国大統領不敬罪の廃止を徹底的に反対した。この見解も、コロンバニ事件判決とエオン事件判決の区別に敏感ではあるが、共和国大統領不敬罪の廃止を回避することにしか関心がないので、エオン事件判決の含意である、介入一般についての見直しの必要性に言及していない。元老院の期待通りに共和国大統領不敬罪が廃止されなかった場合、エオン氏のしたような表現が有罪とされ得る結果に変わりがないだけではなく、今後、プレスによる報道に関して、公的人物に対する名誉毀損に関する規定において通常認められる真実性の抗弁が特別法である共和国大統領不敬罪によって否定されて有罪判決がなされ得ることとなるという点で、その他の見解よりもさらに表現の保護範囲が狭い。

国内の議論を経て、エオン事件判決の受容としてフランスがとった対応は、共和国大統領不敬罪を廃止し、公的人物に対する表現に関する規定が適用されるという法改正であった。しかし、元老院を除く、以上の多くの見解と同様に、やはり、いずれにせよエオン氏のしたような表現には抗弁が認められず、有罪判決が下されることになり得る。

これに対して、人権裁判所の下した判決は、共和国大統領不敬罪かそれ以外の規定かにかかわらず、エオン氏のしたような表現を有罪とすること自体を条約違反とする。

	①人権裁判所	②学 説	③国民議会	④元老院の報告者	⑤元老院の大半
エオン事件判決との関係で、コロバンニ事件判決が先例となるか。	コロバンニ事件判決は先例にはならない。 ⇒不敬罪を条約違反にはしない。	コロバンニ事件判決を先例とすべきだった。 ⇒不敬罪を廃止すべき。	コロバンニ事件判決を先例とすべきだった。 (コロバンニ事件は実質的に先例である。) ⇒不敬罪を廃止すべき。	コロバンニ事件判決は先例にはならない。 ⇒不敬罪を廃止してもいい。(代替措置があるなら)	コロバンニ事件判決は先例にはならない。 ⇒不敬罪は必要。
表現保護	大	中	中	中	小
エオン氏のしたような表現は救われるのか	救われる	救われない (不敬罪が廃止されるだけ)	救われない (不敬罪が廃止されるだけ)	救われない (不敬罪が廃止されるだけ)	救われない (不敬罪すら廃止されない)

人権裁判所判決を国内法に受容するには、人権裁判所の判断(①)を基準に、国内の見解(②~⑤)の是非について議論すべきであった。すなわち、フランスは、エオン事件判決を国内法に受容するに際して、人権裁判所における「風刺」判決の展開からみるエオン事件判決の含意(政治家に対する批判的表現——たとえそれが表面的には罵倒表現であっても、表現行為の実質を確認することにより、「風刺」とされ得る表現——は、介入されてはならない)⁷¹⁾に照らして、国内法における表現の自由に対する介入一般を見直すことを迫られていた。しかし、実際は、人権裁判所の判断(①)を基準とせず、従前の関心に基づいて、国内の見解(②~⑤)の是非について議論がなされていたのである。

結——フランスはエオン事件判決を受容したといえるのか

フランスは、エオン事件判決を契機として、共和国大統領不敬罪を廃止するに至った。共和国大統領不敬罪は、適用されてしまうと、プレスによる報道に

71) 兵田・前掲(2)注4・50頁を参照。

ついてさえ、いかなる抗弁も認められないという特殊な制度であったため、政治的批判を抑圧しかねないとして国内で危険視されてきた制度であった。この観点から、そのような制度が廃止されたこと自体は、フランスの表現の自由の保護状況を前進させるものとして、評価されるべきであろう。

しかし、この対応は、むしろ、コロンバニ事件判決を契機として取られるべきであったのであり、エオン事件判決を契機としている時点で遅すぎると評価し得よう。というのも、批判の利益を考慮せずに、国家元首の地位を理由に、通常であれば当事者に認められるはずの抗弁の行使を、特別法によって否定することが、国家元首に批判から免れさせる特権を与えることとなり、したがって、そのような特別法は一人の人間の権利と名誉を保護するには過度な制度である、ということを含意とするのは、むしろ、コロンバニ事件判決であったからである⁷²⁾。この意味で、フランスによる共和国大統領不敬罪の廃止は、コロンバニ事件判決の国内法における受容としては適切である。しかし、エオン事件判決の国内法における受容としては、単に共和国大統領不敬罪の廃止に留まる場合、フランスの国内法に課題が残されていることとなる。

今後、エオン事件と同様の表現にほかの規定が適用された結果、フランス国内で訴訟になり得る。共和国大統領に対する侮辱的表現については、共和国大統領不敬罪が適用される可能性はなくなるものの、公的人物に対する侮辱罪(改正後の出版法33条)や、公権力受託者に対する誹謗罪(フランス刑法典433条の5の2項)⁷³⁾が適用され得ることとなる。エオン事件判決を国内法に受容する

72) Cour E. D. H., 25 juin 2002, Req. n° 51279/99, *Colombani et Autres c. France*, op. cit., § 66, § 68, § 69.

73) 山本・前掲書注24・321頁。Claude-Albert COLLIARD, *libertés publiques*, op. cit., p. 629; Thierry LÉVY, Note sous C. A., Angers, ch. corr., 24 mars 2009, op. cit., p. 174; Rapport n° 840 de Mme Marietta KARAMANLI op. cit., p. 158. 前半の2つの文献において、公権力受託者に対する誹謗罪としてフランス刑法典222条が挙げられているが、この犯罪は現行法において433条の5の2項に規定されている。この点については、法務大臣官房司法法制調査部『フランス刑法典』(法曹会・1991) 88頁、『フランス新刑法典』(1995) 153頁、Code pénal Article 433-5 (2018年10月25日現在) <https://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?> ↗

のであれば、エオン事件判決の含意（政治家に対する批判的表現——たとえそれが表面的には罵倒表現であっても、表現行為の実質を確認することにより、「風刺」とされ得る表現——は、介入されてはならない⁷⁴⁾）に照らして、国内法における表現の自由に対する介入一般の見直しが迫られることとなろう。国内裁判所においていかなる適用がなされるのか、また、根拠規定の条約適合性が改めて問われるのか、注目に値する。国内裁判所の対応次第では、再び人権裁判所において表現への介入が条約違反となる可能性も残されている。

なお、エオン事件判決に対するフランスの反応（共和国大統領不敬罪の廃止に対する関心の集中）の法的な背景事情について、詳しくは他日に期する。

【謝辞】

本稿の内容に関して比較法学会第81回総会において報告の機会を頂いた（2018年6月2日「フランスにおける政治家に対する批判的表現の自由——ヨーロッパ人権裁判所 Eon 対フランス事件判決に伴う共和国大統領不敬罪の廃止を契機として」比較法学会第81回総会 於 関西大学）。その際、司会を務めて下さった同学会理事の建石真公子先生、ならびに、池田晴奈先生、小川浩三先生から、報告中、事後においてもコメントを頂いた。また、学会報告前に、上智大学比較法・外国法研究会において、検討の機会を頂いた。その際に、司会を務めて下さった滝澤正先生、同研究会の先生方に精力的にコメントを頂いた。また、小林真紀先生、佐藤亨先生、松本尚子先生からは事後においてもコメントを頂いた。ここに記して深謝申し上げる。

↘cidTexte=LEGITEXT000006070719&idArticle=LEGIARTI000006418552 を参照。
74) 兵田・前掲（2）注4・50頁を参照。

【参照条文一覧】

(ヨーロッパ人権条約10条)

1. 全ての人は表現の自由に対する権利を有する。この権利は、公権力の介入なしに、国境に関係なく、意見の自由および、情報またはアイデアを受け取りまたは伝達する自由を含む。本条は、国家に対して、ラジオ放送、映画、テレビの諸企業を許可制に服させることを妨げない。
2. これらの自由の行使には、義務および責任が伴い、国家の安全、領土の保全または公共の安全、秩序の保護および犯罪の起訴、健康または道徳の保護、他者の名声または権利の保護のため、機密情報の漏えいを妨げ、または司法権の権威および公正さを保障するために、民主主義社会において必要な手段から成る、法律によって規定された、一定の手続き、条件、制限または刑罰に服する。

(出版の自由に関する1881年7月29日法律)

(23条)

公共の場所あるいは集会において行われた演説、訴えもしくは威嚇によって、または、公共の場所あるいは集会において販売されあるいは陳列された、販売あるいは配布用の著作物、印刷物、図画、版画、絵画、シンボル、映像その他著作、言語あるいは映像の媒体となるあらゆるものによって、または、公衆の面前に貼り出された貼り紙その他の掲示物によって、または、すべての電子手段による一般公開されたコミュニケーション手段によって、前述の行為を犯すよう直接的に正犯を教唆した者は、その教唆が結果を伴った場合、重罪または軽罪とされる行為の共犯として処罰される。

(26条—廃止前)

23条で規定された手段の一つによって行われた共和国大統領に対する不敬は、45,000ユーロの罰金が科される。

前項で規定された刑罰は、共和国大統領の権限の全部または一部を行使する人物に対する不敬に適用し得る。

(29条)

ある事実が帰せられる人物または団体の、名誉または名声を侵害する、事実の摘示または非難は、名誉毀損である。この摘示または非難の直接的または転

載による公表は、たとえそれが疑いを表す形式の下でなされたものであるとしても、または人または団体にはっきりと名指しせずに向けていても、告発された演説、訴え、威嚇、著作物、印刷物、プラカードまたはビラによってその識別が可能である場合には、処罰され得る。

すべての侮辱的表現、すなわち、いかなる事実の非難も含まない軽蔑または悪罵の言葉は、侮辱である。

(31条—改正前)

1名または複数の内閣構成員、1名または複数の両院の構成員、公務員、公権力の受託者またはその係員、国家によって助成を受ける宗教のいずれか1つに属する聖職者、臨時または常勤の公共の職務またはその委任を与えられた市民、その供述に基づくところの陪審員または証人に対して、職務または資格に基づいて、前条と同じ手段によってなされた名誉毀損は、前条と同様の刑罰に処せられる。

(31条—改正後)

共和国大統領（太字は本稿筆者による）、1名または複数の内閣構成員、1名または複数の両院の構成員、公務員、公権力の受託者またはその係員、国家によって助成を受ける宗教のいずれか1つに属する聖職者、臨時または常勤の公共の職務またはその委任を与えられた市民、その供述に基づくところの陪審員または証人に対して、職務または資格に基づいて、前条と同じ手段によってなされた名誉毀損は、前条と同様の刑罰（本稿筆者注：45,000ユーロの罰金。これに対して、32条に規定されるところの私人に対する名誉毀損における刑罰は、12,000ユーロの罰金）に処せられる。

(33条)

本法律30条と31条において列举される団体または人物に対して、同様の手段によってなされた侮辱は、12,000ユーロの罰金に処せられる。

個人に対して同様の手段によってなされた侮辱は、先行する挑発がなかった場合、12,000ユーロの罰金に処せられる。

(35条)

名誉毀損の事実の真実性は、政府機関、陸・海・空軍、行政官庁、および31条において列举される全ての人物において、その事実が職務に関する場合にの

フランスにおける共和国大統領不敬罪の廃止と表現の自由

み、通常の方法により立証され得ることとなる。

名誉毀損の事実の真実性は、以下の場合を除いて常に認められる。

(a) 人物の私生活に関する非難の場合

((b)、(c) は廃止)

(36条一廃止前)

外国国家元首、外国の政府首長および外国政府の外務大臣に対して公然となされた不敬は、45,000ユーロの罰金に処せられる。

(48条2項一改正前)

国会両院いずれか一方に属する1名あるいは数名の議員に対する侮辱あるいは名誉毀損の場合には、訴追は、当事者たる1名あるいは数名の議員の告訴がある場合にのみ行われる。

(48条2項一改正後)

共和国大統領、政府構成員または議会構成員(太字は本稿筆者による)に対する侮辱または名誉毀損の場合、起訴は、本人または関係者の告訴に基づいてのみ行われる。

(48条5項一改正前)

国家元首に対する不敬または外国の外交官に対する誹謗の場合、起訴は、外務大臣に宛てられたその者たちの請求に基づき、司法大臣によって開始される。

(48条5項一改正後)

外国の外交官に対する誹謗の場合、起訴は、外務大臣に宛てられたその者たちの請求に基づき、司法大臣によって開始される。

(フランス刑法典433条の5の2項)

公権力受託者に向けられた誹謗は、1年の禁錮および15,000ユーロの罰金に処せられる。